

令和6年度平戸市地域おこし協力隊募集等代行及び
伴走支援業務委託プロポーザル実施要項

1 業務名

平戸市地域おこし協力隊募集等代行及び伴走支援業務

2 業務目的

人口減少や高齢化等の進行が著しい中、関係人口の創出を図り、地域経済の活性化を図るため、必要な人材である地域おこし協力隊を採用するにあたり、積極的かつ意欲的に本市の地域おこし協力隊員として活動しうる人材を広く募集し、優れた人材の採用を図る。

また、地域おこし協力隊が業務を円滑に推進し、本市へ定住できるよう必要な伴走支援を行うことを目的とする。

3 業務内容

別紙「平戸市地域おこし協力隊募集等代行及び伴走支援業務委託仕様書」のとおり

4 業務期間

平戸市地域おこし協力隊募集等代行業務

契約締結日から令和6年7月31日（水）まで

平戸市地域おこし協力隊伴走支援業務

令和6年9月2日（月）から令和7年3月31日（月）まで

5 業務委託上限額

平戸市地域おこし協力隊募集等代行及び伴走支援業務 2,530,000円（消費税込）

内訳：平戸市地域おこし協力隊募集等代行業務 1,650,000円（消費税込）

平戸市地域おこし協力隊伴走支援業務 880,000円（消費税込）

6 業務委託契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

7 参加資格

本業務への参加資格要件は、次に掲げるものをすべて満たしているものとする。

- (1) 会社の経営が安定し、仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること。
- (2) 法人税等の納税義務を怠っていない者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ ウからカに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) 本プロポーザル実施要項の公表日から受託候補者の決定までの期間に、国・県・市において指名停止を受けていないこと。

8 選定スケジュール

日程	実施項目	手段・場所
令和6年4月1日（月）	実施要項等の公表	ホームページ
4月1日（月）～ 4月15日（月）	実施要項に関する質問の受付	FAX・電子メール （随時回答）
4月1日（月）～ 4月15日（月）	参加表明書の提出期間	持参、郵送、電子メールのいずれか
4月19日（金）	プレゼンテーション審査時間の通知	電子メール
4月23日（火）	企画提案書の提出期限	持参、郵送のいずれか
4月30日（火）	プレゼンテーション審査	本庁会議室 又はオンライン
5月2日（木）	プレゼンテーション審査結果通知	郵送
5月10日（金）	委託契約締結	郵送

9 質問の受付・回答について

本実施要項にかかる質問については、令和6年4月1日（月）から4月15日（月）までの間に、質問書（様式1）に内容を簡潔にまとめて記載し、ファックス又は電子メールで提出すること。なお、回答については随時電子メールにて送付する。

送付先：電話：0950-22-9142 ファックス：0950-23-3399

メールアドレス：shoko@city.hirado.lg.jp

10 参加表明について

参加を希望する者は、令和6年4月1日（月）から4月15日（月）までの間に、参加表明書（様式2）に必要事項を記載し、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で送付すること。

プレゼンテーション実施場所について、オンラインを希望する場合は、参加表明書の備考欄に「オンライン希望」と記載すること。記載なしの場合は、平戸市役所での実施とする。

また参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、4月15日（月）必着で下記送付先に辞退届（様式3）を提出すること。

※持参の場合、土日祝日を除く午前9時から午後5時までの間

※郵送の場合、期限は4月15日（月）必着

※電子メールの場合、期限は4月15日（月）午後5時まで送付

【送付先】 〒859-5192

長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

平戸市役所 文化観光商工部 商工物産課

電話：0950-22-9142 ファックス：0950-23-3399

メールアドレス：shoko@city.hirado.lg.jp

11 企画提案書の提出について

参加表明書を提出した者は、下記の書類を令和6年4月23日（火）午後5時までに電子メールにて送付すること。

また、プレゼンテーション当日（4月30日）には電子メールにて送付した下記の書類について各8部持参すること。

オンラインでの参加希望者は、電子メールでの送付に加え、下記の書類について（各8部）を令和6年4月23日（火）午後5時までに郵送により提出すること。

(1) 企画提案書（書式は自由）

(2) 会社の概要及び業務実績（採用・募集実績等）のわかる資料

(3) 見積書及び積算内訳

【提出先】

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3
平戸市役所 文化観光商工部 商工物産課
電話：0950-22-9142 ファックス：0950-23-3399
メールアドレス：shoko@city.hirado.lg.jp

※平戸市役所で PC 等によるプレゼンテーションを予定している場合は、プロジェクターとスクリーンのみ用意するので、PC は各自での持参をすること。

※提出された書類は返却しない。

提出後の追加、修正は提出期限までの間に限り認めるものとする。

12 プレゼンテーション審査について

(1) 審査日は、令和 6 年 4 月 30 日（火）とし、実施時間については、令和 6 年 4 月 19 日（金）に電子メールにて通知するものとする。

※提案時間は 25 分以内で、質疑応答は 10 分程度

(2) プレゼンテーション方法は参加者の希望（参加表明書に記載）により、平戸市役所又はオンラインでの実施とする。

(3) 審査は、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき、総合評価により、評価する。

(4) 審査にかかる評価基準は下記「審査基準」に掲げるものとする。

(5) 応募事業者が 1 社の場合でも審査を行い、選定委員会が適切な事業者と判断した場合は契約候補者とする。

(6) 審査結果は応募事業者全員に書面にて通知する。

(7) 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けないものとする。

(8) プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。

【審査基準】

評価項目	評価基準	配点
実施体制	適切な業務を提供できる実施体制であるか	15 点
実施日程	実施工程は妥当であるか	10 点
提案内容	① 実施の目的に即した提案がなされているか	15 点
	② 目的達成に有効な追加提案等、独自性のある提案がなされているか	15 点
実績	同種・類似業務の実績は十分であるか	20 点
見積額	見積金額の算定は妥当であるか	10 点
総合評価	提案内容に片寄りが無く期待する効果が見込まれるか	15 点
計		100 点

13 留意事項

(1) 実施要項等の承諾

参加事業者は参加表明書の提出をもって、実施要項等の記載内容を承諾したとみなす。

(2) 費用の負担

応募・提案及び履行の開始前の準備に必要な費用はすべて応募事業者の負担とする。

14 担当窓口

平戸市役所 文化観光商工部 商工物産課

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

電話：0950-22-9142 ファックス：0950-23-3399

メールアドレス：shoko@city.hirado.lg.jp